

**東近江市立能登川コミュニティセンター及び東近江市やわらぎ
ホールの指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めること
について**

東近江市立能登川コミュニティセンター及び東近江市やわらぎホールの指定管理者の指定期間を次のとおり変更するにつき、市議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

現行の指定期間「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 15 日まで」に変更する。